

⑤ 青年の家

びん沼のほとり、富士見市のびん沼自然公園に隣接して

2階建ての建築物がある。一見瀟洒な洋風の建物だが、近づいてみると、門や窓は閉ざされている。不気味な静けさが立ち込め、使われていないようだ。これは、県立の「富士見青年の家」の跡で、平成16年に閉所され、そのままになっている。

富士見市によると、この建物は県立富士見青年の家として昭和48年に開所した。鉄筋コンクリート造り、一部2階建てで、談話室、調理実習室、クラブ室、体育館、テニスコートなどを備



えていた。

青年の家は、他所も含めて県内に10ヶ所ほどつくられたが、レジャーの多様な

などを受けて、平成7年、県教育委員会には県立青年の

方を切り替えることを決めた。結果として、宿泊型の加須、長瀬、神川にあった



正面入り口

青年の家は、子供を含めて利用層を広げるなどして現在も「げんきプラザ」として存続している。非宿泊型の富士見青年の家については、平成7年から県から富士見市に移管の

家に関する今後の方針として非宿泊型は市町村に移管、宿泊型も運営の仕方。結果として、宿泊型の加須、長瀬、神川にあった結論に至らない。

意向打診

があつたが、市は返事を保留。その後も協議が継続しているが、今に至るまで結論は出ない。

平成16年に閉所。

移管には、①建物を無償譲渡される場合、②建物を壊して更地として譲渡されると、2つのケースがあり得る。富士見市によると、2つとも財政負担の問題があるという。



びん沼自然公園から望む



庭には雑草が

①の建物を壊さずに譲渡される場合、48年の建築であり、その後耐震基準が強化されていることなどもあり、改修は困難なことから市において解体工事を捻出せざるを得ない。

②については、壊すのに費用がいり、県の方が予算措置に至っていない。新たな施設を建設するならば、市の予算にも関係する。

用地は約7000平方メートル程度あり県有地。土地の譲渡が無償になるか有償かは詰め切れていない。

公園に近く風光明媚、隣接して老人福祉施設「びん沼荘」も建つ。公共利用としてはいろいろアイデアがあり得るだろう。建設的な議論を望みたい。